川崎市立地適正化計画（素案）【概要版】

～　持続可能で安全・安心なまちづくり　～

令和７年〇月

川　　崎　　市

第１章　計画策定の趣旨（本編P1～P4）

1　計画策定の目的

・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方に基づき、居住や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、**市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざす**ために策定を行います。

2　計画の位置づけ

・本計画は、**都市計画マスタープランの一部**としてみなされます。

・また、「川崎市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図る必要があります。

・**対象範囲は市域全域**とします。

・**概ね20年を計画期間**とし、**計画策定後は概ね5年毎に評価**を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。

＜計画体系＞

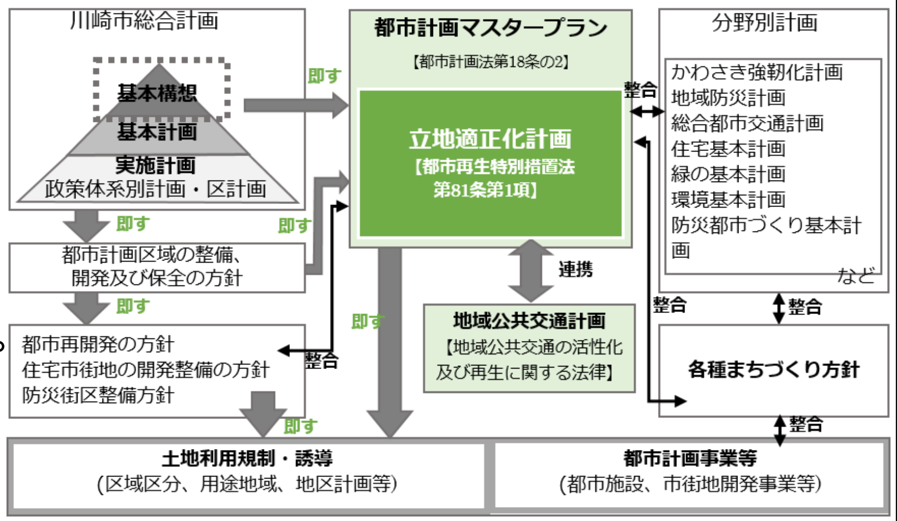

第２章　まちの現状・課題（本編P5～P33）

1　本市の現状

（1）位置・地形

・本市は、首都圏の中心部に位置し、羽田空港や品川駅・新横浜駅と近接しており、都心にアクセスしやすいなど、利便性が高くなっています。

・また、本市は臨海部の埋立地、多摩川沿いに広がる低地部、市域の北西部に広がる丘陵部の3つの地形に大きく分かれています。

＜位置＞

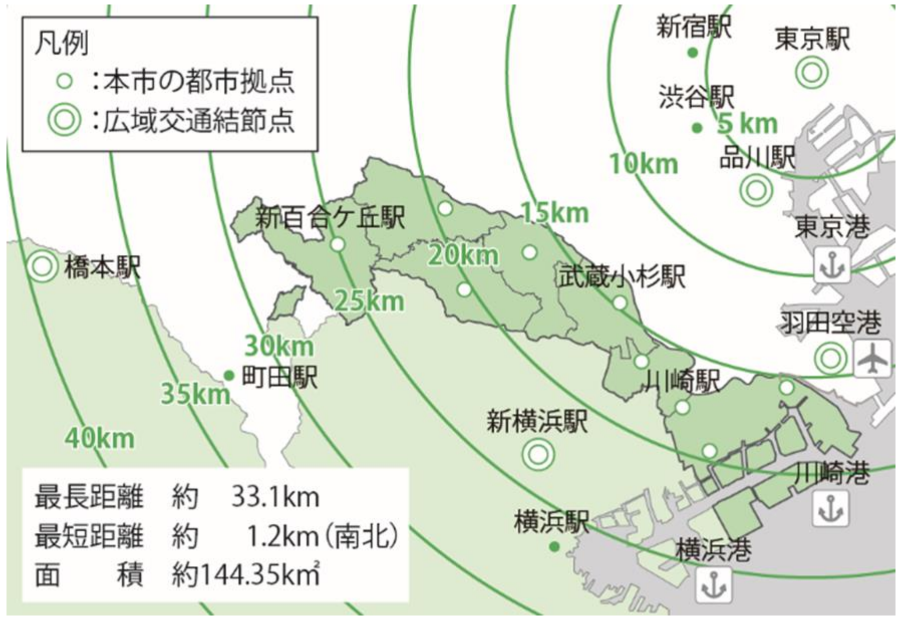

出典：川崎市都市計画マスタープラン　全体構想（平成29（2017）年3月）

（2）人口

・**総人口は令和12(2030) 年頃にピーク**を迎え、令和27(2045)年以降の減少が顕著となっています。

・人口密度は概ね100人/ha以上のエリアが多く、令和27(2045)年においても大きく変化しない見込みです。

・**高齢化率**は一貫して上昇傾向にあり、**令和27(2030)年に約30%に到達する**見込みです。

＜将来人口推計（市独自推計）＞

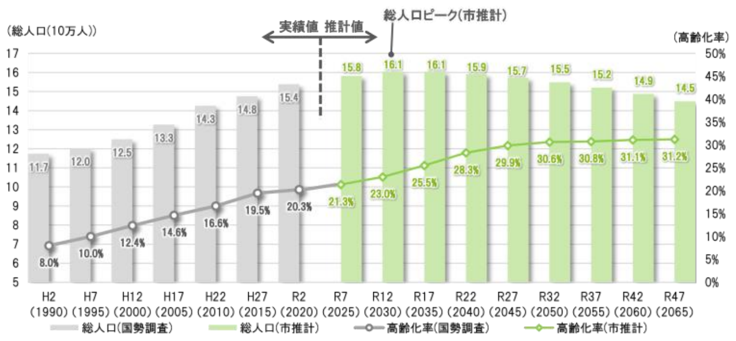

出典：川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計

（3）主な都市機能

・現状では、商業機能及び医療機能等が市全域に広く分布しています。

（4）都市交通

・鉄道は、都心から放射状に広がり市内を横断する路線と市内や地域を縦断する路線により形成されており、路線バスは、ターミナル駅などへのアクセスを中心に市内各地や近隣都市に広がる路線により形成されています。

（5）主な災害想定

・多摩川沿いを中心に広く洪水浸水が想定されるが、洪水浸水想定の計画規模降雨（発生確率年：多摩川約1/200、鶴見川約1/150）が生じた際に2階以上が浸水するおそれがあるエリアは川崎駅や等々力緑地周辺など限定的です。

・丘陵地では土砂災害特別警戒区域が多数存在します。

・地震による火災延焼や建物被害など、災害危険度の高い地域が存在します。

2　本市の現状を踏まえた課題

・現状や計画策定の目的などを踏まえ、次のとおり課題を設定します。

①　人口減少・少子高齢化の更なる進展	
対応の必要性	◆将来的な人口減少期における良好な住環境の維持が必要 ◆人口減少社会への転換や少子高齢化の更なる進展を見据え、コミュニティのあり方や立地の適正化によるコンパクトで効率的なまちづくり、広域的観点に基づいた施設の適正配置等の検討が必要 ◆誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、医療や商業などの生活サービスを維持するための取組が必要
②　自然災害リスクの高まり	
対応の必要性	◆今後の災害リスクに対応するため、これまでに発生した風水害や地震等の教訓を踏まえた対策を講じることが必要 ◆災害時の被害軽減・復旧・復興の早期実現に向け、自助・共助（互助）・公助の視点から地域防災力の強化を図ることが必要

第３章　立地適正化の基本方針（本編P34～P37）

1　基本方針の設定

・都市計画マスタープランの**「都市づくりの基本方針」**及び**「めざす都市構造」**を踏まえ、**立地適正化の基本方針を設定**します。

・市の人口動態等を踏まえ、積極的な居住の誘導を行うのではなく、市民一人ひとりの居住地の選択を促すことで、緩やかな居住の促進を図っていく方向性であることから、**都市再生特別措置法で規定される居住誘導について本市では「居住促進」とし**、区域についても**「居住促進区域」**の名称で位置づけます。

・また、立地適正化の基本方針を踏まえ、居住促進・都市機能誘導・防災指針の３つの観点からまちづくりの方針及び施策の方針を設定します。

本市の現状を踏まえた課題

①人口減少・少子高齢化の更なる進展　　②自然災害リスクの高まり

都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本理念

【都市計画マスタープランの都市づくりの基本方針】
・魅力ある都市づくり
・緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり
・災害に強い都市づくり
・人口減少を見据えた持続可能な都市づくり
・誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり
・産業の発展を支える都市づくり
・市民が主体となる身近な地域づくり

【都市計画マスタープランのめざす都市構造】
・広域調和・地域連携型のまちをめざす
・魅力にあふれ、個性ある都市拠点をめざす
・生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざす
・広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざす
・多摩川丘陵の緑地と多摩川・鶴見川水系を骨格にした、緑と水のネットワークを育む
・コンパクトで効率的なまちをめざす

立地適正化の基本方針

人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり

まちづくりの方針	施策の方針
【居住促進】 **持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善**	・日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備 ・地域交通環境の向上やこれらと連携した居住地の維持に向けた取組の促進 ・快適に住み続けられる住環境の整備
【都市機能誘導】 **地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成**	・高次都市機能の集積や、拠点における防災性向上に資する都市機能の誘導 ・歩きやすく居心地の良い駅前空間づくりなど、魅力のあるまちづくりの推進 ・首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備の推進
【防災指針】 **自然災害の被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成**	・ソフト施策による自然災害リスクの周知など、防災意識向上の推進や、国・県と連携したハード整備による防災対策の推進 ・被災後の質の高い都市の復興を迅速かつ適切に進めるための復興事前準備の推進

2 めざすべき都市の骨格構造

・都市計画マスタープランにおけるめざす都市構造や、総合都市交通計画等における鉄道やバスなどの公共交通ネットワークを踏襲し、広域調和・地域連携型のまちをめざすとともに、これらのまちを支える交通ネットワークの形成をめざします。

第４章　居住促進（本編P38～P49）

1　居住促進区域の設定の考え方

・市域全域で人口密度が高く、総人口は令和12（2030）年頃にピークをむかえ、ピーク後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されています。

・また、居住地についても、**市域全域に広がっている**状況です。

・これらを踏まえ、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針により、居住促進区域に含まないこととされている区域を除いた**市域の大部分を居住促進区域に設定します。**

・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展を見据え、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

・また、将来的な人口動態に対応するため持続可能な居住環境づくりを、地域等における人口減少や高齢化率の上昇等に応じて、段階的に推進します。

2　居住促進区域の設定（図1）

〈居住促進区域の設定フロー〉

居住促進区域の対象区域

都市計画区域（川崎市全域）

除外 **都市再生特別措置法により居住促進区域に含まないこととされている区域**
①市街化調整区域　②急傾斜地崩壊危険区域※1　③土砂災害特別警戒区域
④保安林区域　⑤農用地区域　⑥農地・採草放牧地

除外 **都市計画運用指針により原則として、居住促進区域に含まないこととすべき区域**
⑦災害危険区域※2

除外 **都市計画運用指針により慎重に判断をする区域**
⑧工業専用地域　⑨臨港地区

居住促進区域の設定

※1　急傾斜地崩壊危険区域内のうち、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複している範囲を居住促進区域外とします。
※2　急傾斜地崩壊危険区域と同範囲であり、居住促進区域外とする範囲も同じとします。

3　居住促進に係る施策

・市域全域で人口密度が高く、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、居住促進の方針である「持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで居住の促進を図っていきます。

施策名	
・交通安全対策の推進	・多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進
・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	・魅力にあふれた広域拠点の形成
・地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	・個性を活かした地域生活拠点等の整備
・高齢者が生きがいを持てる地域づくり	・安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進
・障害福祉サービスの充実	・広域的な交通網の整備
・誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	・市域の交通網の整備
・子育てを社会全体で支える取組の推進	・身近な交通環境の整備
・協働の取組による緑の創出と育成	・市バスの輸送サービスの充実　　など
・魅力ある公園緑地等の整備	

図1：居住促進区域（本編P44）

・居住促進区域の面積は約10,435haとなっており、市域面積の約72.3%を占めています。
・また、令和2(2020)年時点では市民の約95.5%（1,469,284人）が居住促進区域内に居住しています。

区域名称	面積(ha)
市域面積	14,435
市街化調整区域	1,707
市街化区域	12,728

除外区分	区域名称	GISでの計測面積(ha)
法令	①市街化調整区域※1	1,707
	②急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域と重複している範囲に限る）	62
	③土砂災害特別警戒区域	92
	④保安林区域	1
	⑤農用地区域	95
都市計画運用指針	⑦災害危険区域（住宅建築禁止区域以外）＝急傾斜地崩壊危険区域	62
	⑧工業専用地域	1,780
	⑨臨港地区	2,056
居住促進区域外※2		4,000
【参考】居住促進区域		10,435

(=14,435 – 4,000)

※1 ①市街化調整区域には、⑥農地・採草放牧地を含みます。

※2 重複しているエリアがあるため、①から⑨の面積合計と居住促進区域外の面積は異なります。

※市街化調整区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、保安林区域、農用地区域又は災害危険区域について、区域の変更が生じた場合には、本計画とも整合を図ります。

※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

※居住促進区域は、現状の用途地域や自然災害リスクなどを踏まえて設定していますが、今後の社会やまちづくりの動向の変化にあわせて、必要に応じて見直しを図ります。

第５章　都市機能誘導（本編P50～P59）

1　都市機能誘導区域・誘導施設の設定の考え方

・本市では、主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況となっています。

・そのため、本市では**将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展による都市の活力低下の防止をめざし**、大規模な土地利用転換の契機などを捉え、交通利便性の高い駅周辺地区等においては、多様なニーズに対応した都市機能の誘導を図るなど**コンパクトで効率的なまちづくりを進めていく**必要があります。

・加えて、長期的視点では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展に伴う都市機能の撤退等による利便性の低下が懸念されますが、今後20年間では大幅な人口密度の低下等が見込まれていないため、**既存の都市機能の維持や機能更新による魅力向上を基本としつつ、今後の再開発の動向などを踏まえた都市機能の新たな誘導を推進**します。

2　都市機能誘導区域・誘導施設の設定

（１）都市機能誘導区域の設定（図2）

・既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性、今後の再開発の状況を見据え、本市の都市計画マスタープランに位置づけている「広域拠点」、「地域生活拠点」及び本市の都市再開発の方針に位置づけている「2号再開発促進地区」、「整備促進地区」をそれぞれ都市機能誘導区域として設定します。

都市機能誘導区域の設定		
既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性	広域拠点	**川崎駅周辺地区**
		小杉駅周辺地区
		新百合ヶ丘駅周辺地区
	地域生活拠点	**新川崎・鹿島田駅周辺地区**
		溝口駅周辺地区
		鷺沼・宮前平駅周辺地区
		登戸・向ヶ丘駅周辺地区
今後の再開発の状況	**2号再開発促進地区**※1　**整備促進地区**※2	

※１「川崎都市計画　都市再開発の方針」に位置づけられている、「計画的に再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に、市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」

※２「川崎都市計画　都市再開発の方針」に位置づけられている、「計画的に再開発が必要な市街地の目標の実現を図る上で、効果が特に大きいと予想される地区、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区」

〈都市機能誘導区域の設定フロー〉

都市機能誘導区域の対象区域

居住促進区域

↓ 設定

都市機能誘導区域に含める区域①

◆広域拠点・地域生活拠点の鉄道駅半径800m程度のうち以下の区域

【設定基準】

・商業系用途地域（商業・近隣商業）を設定

※ロードサイド型の商業系用途については区域外とする（商業系用途が一団で設定されている場合は除く）

※また、広域拠点及び地域生活拠点以外の駅商圏の商業系用途は除く

・既存立地の誘導施設を包含して設定

・用途地域で範囲を区切れない場合は、幹線道路などの地形地物で区切って設定

↓ 設定

都市機能誘導区域に含める区域②

◆２号再開発促進地区　◆整備促進地区

↓

都市機能誘導区域の設定

（２）誘導施設の設定

・本市は市域全域に居住地が広がっているため、小規模な商業施設や病院など、居住者の生活に密着した施設は市域全域にあることが望ましいと考えており、また、都市の衰退を防ぐため、広域的な利用の施設の維持・集積を図る必要があると考えています。そのため、誘導施設としては、都市機能誘導区域の魅力の維持・向上のため広域的な集客が見込める施設を誘導施設として次のとおり設定します。

誘導施設	
大規模商業施設（10,000㎡以上）	**ホール・劇場**
映画館	**コンベンション施設**

※誘導施設については、民間施設を対象とします。

※大規模商業施設については床面積10,000㎡以上のものを対象とします。

※必要に応じて、環境、防災、都市機能、都市空間等への配慮に関した誘導を行います。

3　都市機能誘導に係る施策

・主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況であり、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、都市機能誘導の方針である「地域特性やポテンシャルを活かした魅力ある拠点等の形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市機能の誘導を図っていきます。

施策名	
・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進(再掲) ・地域の生活基盤となる道路等の維持・管理(再掲) ・魅力と活力のある商業地域の形成 ・魅力にあふれた広域拠点の形成(再掲)	・個性を活かした地域生活拠点等の整備(再掲) ・安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進(再掲) ・広域的な交通網の整備(再掲) など

図2：都市機能誘導区域（本編P54）

・都市機能誘導区域の面積は約1,282haとなっており、市域面積の約8.9%を占めています。

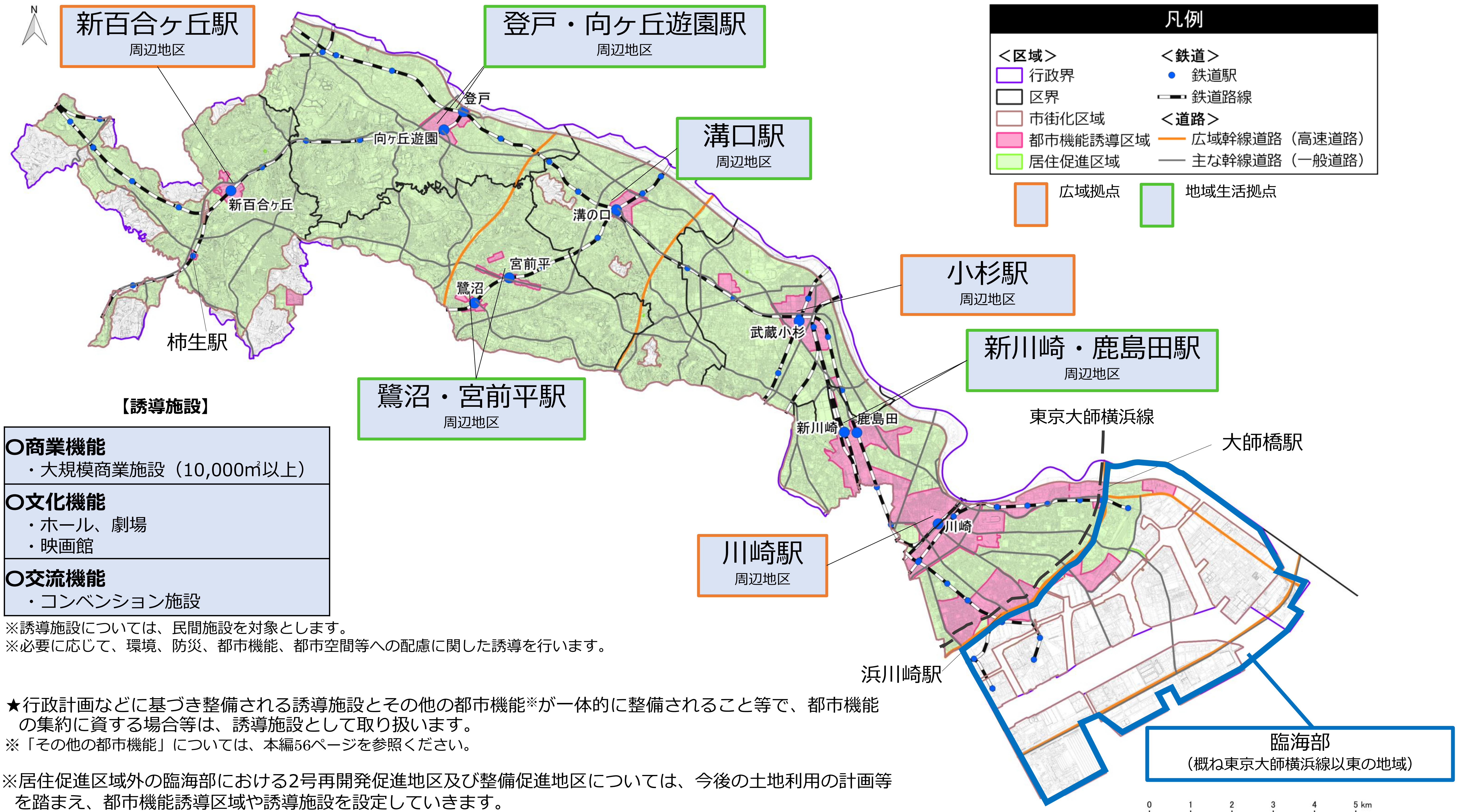

【誘導施設】

○商業機能 ・大規模商業施設（10,000㎡以上）
○文化機能 ・ホール、劇場 ・映画館
○交流機能 ・コンベンション施設

※誘導施設については、民間施設を対象とします。
※必要に応じて、環境、防災、都市機能、都市空間等への配慮に関した誘導を行います。

★行政計画などに基づき整備される誘導施設とその他の都市機能※が一体的に整備されること等で、都市機能の集約に資する場合等は、誘導施設として取り扱います。
※「その他の都市機能」については、本編56ページを参照ください。

※居住促進区域外の臨海部における2号再開発促進地区及び整備促進地区については、今後の土地利用の計画等を踏まえ、都市機能誘導区域や誘導施設を設定していきます。
※都市機能誘導区域については、現状の用途地域などを踏まえて設定していますが、今後の社会やまちづくりの動向の変化にあわせて、必要に応じて見直しを図ります。

第６章　防災指針（本編P60～P127）

１　防災指針の基本的な考え方

・近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災対策として自然災害リスクの周知などのソフト対策と河川や崖の整備などのハード対策の両面が求められます。

・また、防災・減災対策を行っても大規模な自然災害が発生する可能性があることから、被災後の復興に向けた事前準備をあわせて行うことにより、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかかつ円滑な復興を可能とするため、**「防災・減災」と「復興」の両面を兼ね備えた指針とし、**取組を進めていきます。

〈防災指針の連携イメージ〉

・防災指針は都市再生特別措置法において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を対象としていますが、計画期間である20年後においても人口が現在よりも増加することが想定されていることから、安全・安心に住み続けることを基本としていることから、防災指針の対象を市全域とします。

２　防災・減災

（１）リスク分析の対象となる災害又は被害想定

・災害又は被害想定のうち、区域が示されているものを対象にリスク分析を行います。

種別	災害又は被害想定		
水害	①洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模） ③家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水・高潮） ⑤津波浸水予測区域		②高潮浸水想定区域 ④内水浸水想定区域
土砂災害	①土砂災害警戒区域	②土砂災害特別警戒区域	③急傾斜地崩壊危険区域
地震	①建物被害	②延焼	③液状化

（２）防災上の課題の整理と自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針（図3～5）

・自然災害リスク毎に分析を行い、その結果を区単位で災害種別に応じた防災上の課題を整理し、自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針を示します。

３　復興

（１）対象とする災害

・あらゆる自然災害を対象とします。

（２）都市復興のまちづくりの基本目標と方向性

・本市の総合計画や都市計画マスタープランと整合を図りながら、都市復興のまちづくりの基本目標と方向性を次のとおり設定します。

都市復興のまちづくりの基本目標
・「安心のふるさとづくり」 ・「力強い産業都市づくり」

都市復興のまちづくりの方向性
・「災害に強い都市構造の形成をめざす」 ・「安全に避難できるまちをめざす」 ・自助・共助(互助)・公助による復興まちづくり」

（３）復興の取組（図6）

・地震被害想定調査報告書等に基づき、区毎の被害特性を基に市域を類型化し、市街地特性を加味したうえで、それに対する都市復興対策の方向性を示す等の取組を推進します。

４　防災指針に係る施策

・本市で想定されている様々な自然災害リスクを対象に、防災指針の方針である「自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市の防災に対する機能の確保を行っていきます。

施策名	
・災害・危機事象に備える対策の推進 ・地域の主体的な防災まちづくりの推進 ・まち全体の総合的な耐震化の推進 ・消防力の総合的な強化 ・安全・安心な暮らしを守る河川整備 ・地域の生活基盤となる道路等の維持・管理(再掲) ・下水道による良好な循環機能の形成 ・地球環境の保全に向けた取組の推進　(再掲)	・多摩丘陵の保全(再掲) ・魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲） ・個性を活かした地域生活拠点等の整備(再掲) ・安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進(再掲) ・市域の交通網の整備(再掲) ・安全・安心なまちづくりの推進 など

・また、水害のうち本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である**洪水浸水想定区域（計画規模）**については、ハード整備で対応するには長期間かかることから、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される**２階床上相当の高さ（浸水深３m以上）**のエリア（図7）で、建築物の新築・改築などを行う際に市独自の届出を求め、これに対し**「避難に関する情報の案内」**や**「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供**を行うことで、**自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促します。**

第７章　届出制度（本編P128～P131）

１　都市再生特別措置法に定める届出制度

（１）居住促進区域に関する届出（都市再生特別措置法第88条）(図1)

○届出の対象となる行為

・居住促進区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出を義務づけ

«開発行為（都市計画法第4条）»

①３戸以上の住宅の建築目的の開発行為を伴う場合

②１戸または２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合

«建築行為等»

①３戸以上の住宅を新築しようとする場合

②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

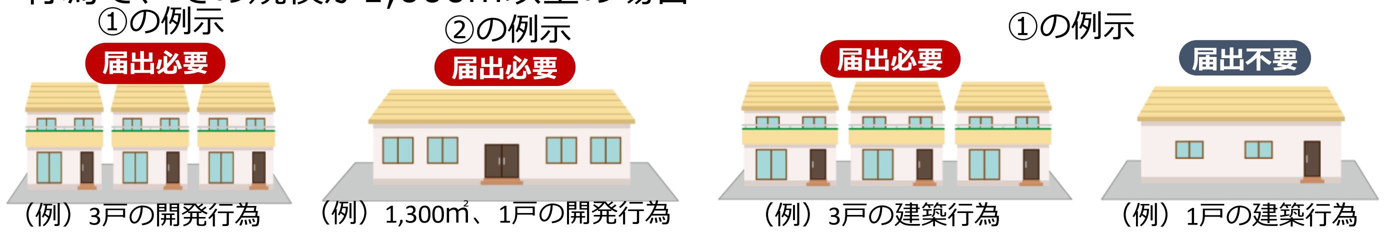

○届出の期日

・**開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前**までに、届出を行う必要があります。

○届出に対する市としての対応

・届出を受けて、**居住促進区域外における住宅等立地の動向を把握し、既存取組を充実させるための参考**につなげていきます。

第７章　届出制度（続き）（本編P128～P131）

（２）都市機能誘導区域に関する届出

（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）（図2）

○届出の対象となる行為

・以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出を義務づけ

«都市機能誘導区域外»
①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行う場合
②誘導施設を有する建築物を新築する場合
③既存建築物の改築及び建築物の用途変更をし、誘導施設を有する建築物とする場合

«都市機能誘導区域内»
④誘導施設を休止・廃止しようとする場合

（例）誘導施設を新規に建築する場合

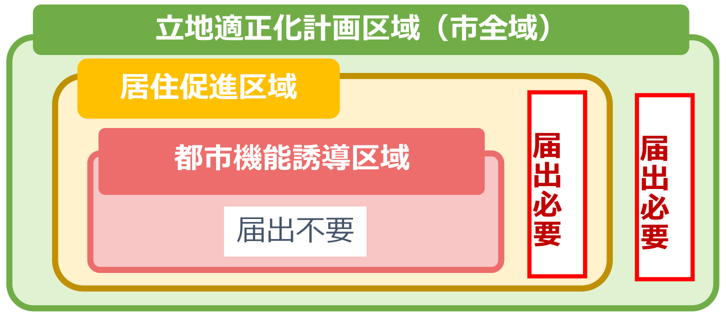

○届出の対象となる誘導施設

・**大規模商業施設（10,000㎡以上）、ホール・劇場、映画館、コンベンション施設**

○届出の期日

・**開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前**までに、届出を行う必要があります。

○届出に対する市としての対応

・届出を受けて、**都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動向や都市機能誘導区域内に立地している誘導施設の休廃止の動向を把握し、既存取組を充実させるための参考**につなげていきます。

2　防災指針に定める届出（本市独自の取組）（図7）

本計画第6章の**防災指針に示している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深３ｍ以上）のエリアで安全に暮らすことができるための自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的として、届出を求める**ものです。

○対象となる行為

・国土交通省が公表している**洪水浸水想定区域（計画規模浸水深３ｍ以上）のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）**を行う場合

○届出の期日

・**開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階**で、**建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ**等の基本情報について届出を求めます。

○届出に対する市としての対応

・届出に対して、**「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供**します。

第８章　目標値・進行管理（本編P132～P134）

1　目標値

・目標値に設定する指標は、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに「まちづくりの方針」の達成に向けた進捗状況を把握するため、次のとおり設定します。

まちづくりの方針	指標	現状値（評価年度）	目標値（R27年度）
①居住促進に係る目標値			
持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	居住促進区域内人口の総人口に対する割合	95.5%（R2）	95.6%
	地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域に満足している市民の割合	80.8%（R5）	現状値以上
②都市機能誘導に係る目標値			
地域特性やポテンシャルを活かし、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合	93.3%（R5）	現状値以上
	市内の広域拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	75.0%（R5）	80.0%
	住まいの区にある地域生活拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	48.8%（R5）	62.5%
③防災指針に係る目標値			
自然災害の被害の軽減や、迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	時間雨量50㎜対応の河川改修率	81.1%（R3）	現状値以上
	浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	26.4%（R3）	現状値以上
	土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合	0.46%（R2）	0.38%
	住宅の耐震化率	96.0%（R3）	現状値以上
	災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合	25.0%（R5）	現状値以上

※目標値に設定する指標は今後、総合計画の改定や国の指標設定等の考え方の公表にあわせて、機動的に見直しの検討を行います。

2　進行管理

・本計画の計画期間は、**概ね２０年**としていますが、人口動向などの社会状況を踏まえ、区域や誘導施策を見直す必要があるため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データの活用などにより都市の動向を捉え、**概ね５年ごとに計画の見直しの検討を行います。**

・また、**上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」等の改定**が行われた場合には、これにあわせ**機動的に見直しの検討を行います。**

図3：水害に係る防災上の課題・取組方針（本編P82）

＜麻生区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

河岸浸食
【課題】河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜多摩区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流・河岸浸食
【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜中原区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

高潮
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流・河岸浸食
【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜川崎区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

高潮
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地
【方針】海岸保全施設の整備、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流・河岸浸食・越波
【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地、越波区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

津波
【課題】全壊するリスクの高い建物が立地
【方針】海岸保全施設の整備、ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

＜宮前区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

河岸浸食
【課題】河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜高津区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流・河岸浸食
【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜幸区＞

洪水(L1)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)
【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

高潮
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】２階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流・河岸浸食
【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水
【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、２階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

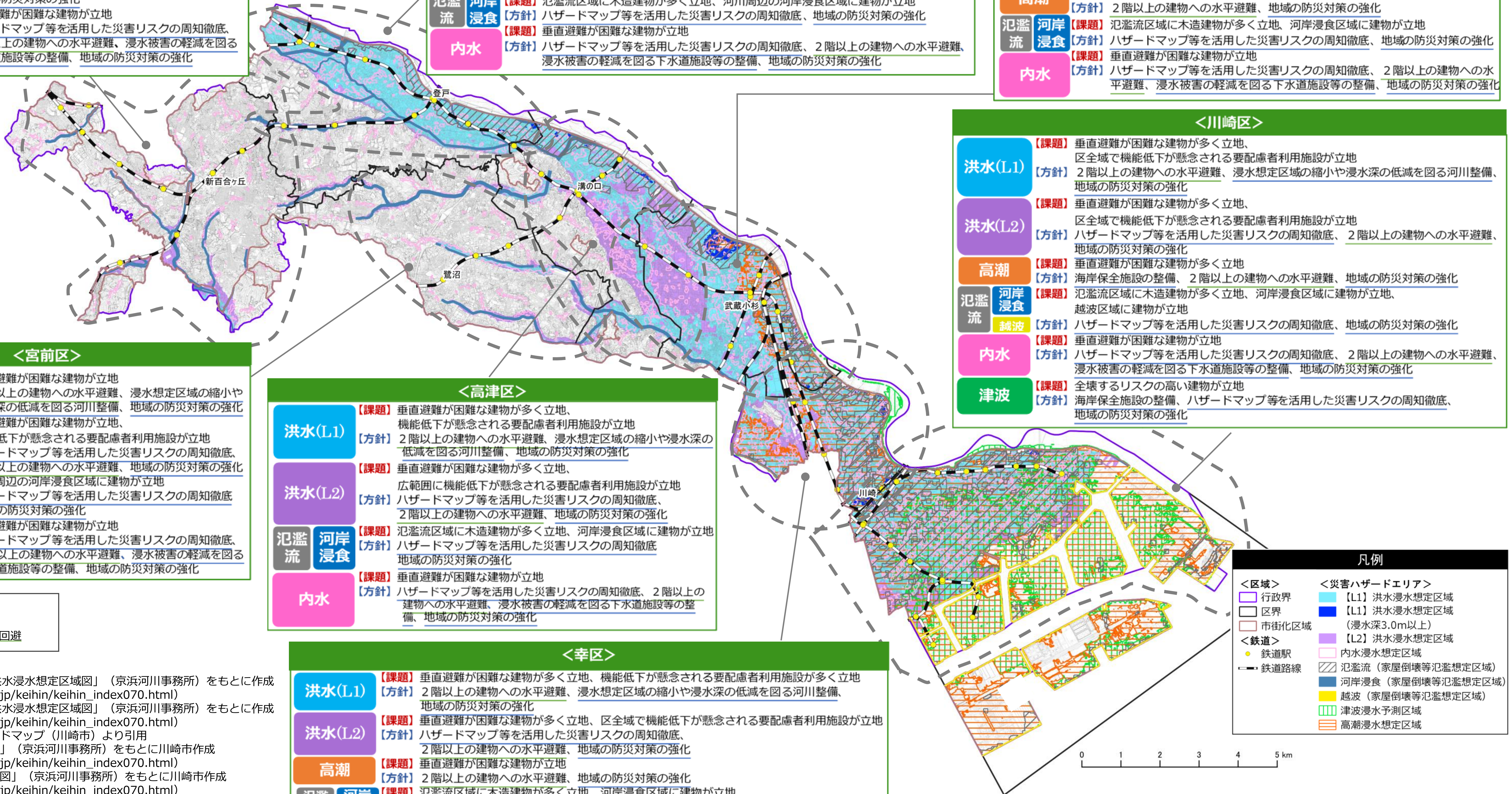

【方針】災害リスクの低減
災害リスクの回避
災害リスクの低減・回避

L1（水色）…計画規模の洪水浸水想定区域
L1（青色）…計画規模の洪水浸水想定区域のうち浸水深３m以上
（市が独自で行う届出の対象区域）
L2 …想定最大規模の洪水浸水区域

【出典】
洪水浸水想定区域（L1）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
（https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html）
洪水浸水想定区域（L2）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
（https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html）
内水浸水想定区域：内水ハザードマップ（川崎市）より引用
氾濫流：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに川崎市作成
（https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html）
河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに川崎市作成
（https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html）
津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」（神奈川県）を引用
（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f532320/p892442.html）
高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」（神奈川県）を引用
（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/takashio/kuikizu.htm)l

図4：土砂災害に係る防災上の課題・取組方針（本編P83）

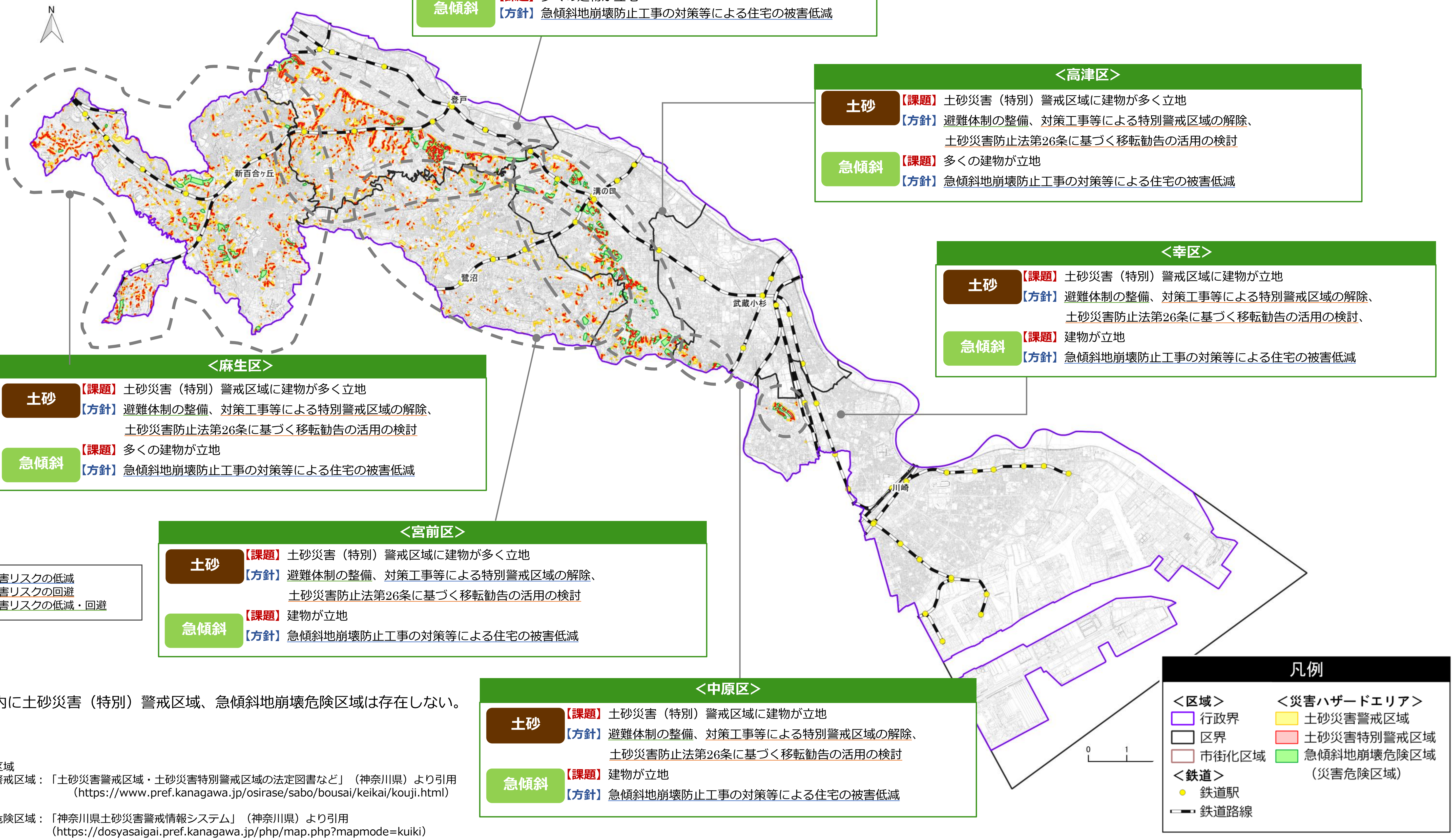

＜多摩区＞

土砂
【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

急傾斜
【課題】多くの建物が立地
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜高津区＞

土砂
【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

急傾斜
【課題】多くの建物が立地
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜幸区＞

土砂
【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討、

急傾斜
【課題】建物が立地
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜麻生区＞

土砂
【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

急傾斜
【課題】多くの建物が立地
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜宮前区＞

土砂
【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

急傾斜
【課題】建物が立地
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜中原区＞

土砂
【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

急傾斜
【課題】建物が立地
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

【方針】災害リスクの低減
災害リスクの回避
災害リスクの低減・回避

※川崎区内に土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

【出典】
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書など」（神奈川県）より引用
（https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/keikai/kouji.html）

急傾斜地崩壊危険区域：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（神奈川県）より引用
（https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/php/map.php?mapmode=kuiki）

図5：地震に係る防災上の課題・取組方針（本編P84）

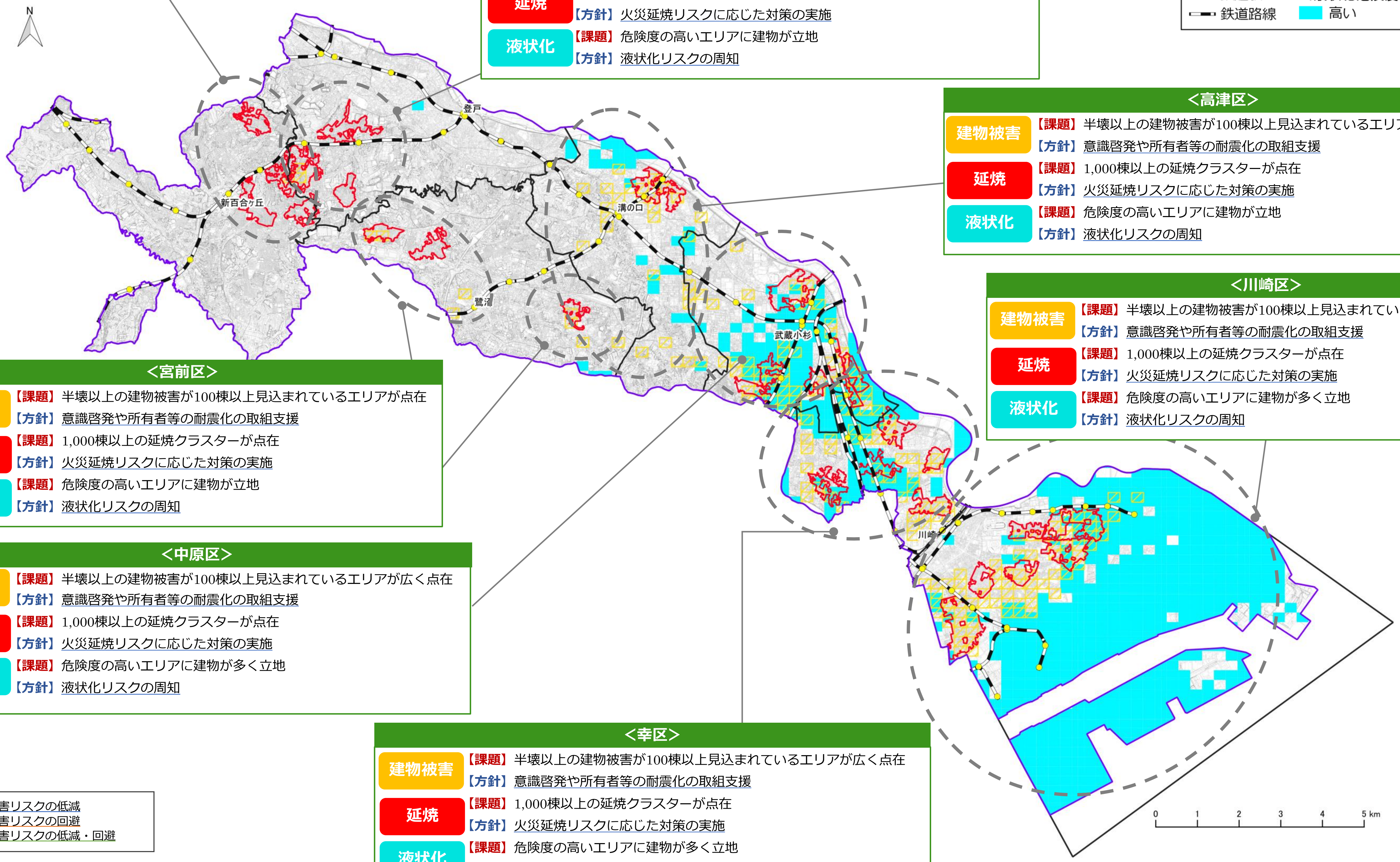

凡例

＜区域＞
行政界
区界
＜鉄道＞
鉄道駅
鉄道路線
＜建物被害（半壊以上）＞
100棟～300棟
＜延焼クラスター＞
1,000棟以上
＜液状化危険度＞
高い

＜麻生区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

＜多摩区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化
【課題】危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】液状化リスクの周知

＜高津区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化
【課題】危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】液状化リスクの周知

＜川崎区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化
【課題】危険度の高いエリアに建物が多く立地
【方針】液状化リスクの周知

＜宮前区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化
【課題】危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】液状化リスクの周知

＜中原区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化
【課題】危険度の高いエリアに建物が多く立地
【方針】液状化リスクの周知

＜幸区＞

建物被害
【課題】半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼
【課題】1,000棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化
【課題】危険度の高いエリアに建物が多く立地
【方針】液状化リスクの周知

【方針】災害リスクの低減
災害リスクの回避
災害リスクの低減・回避

※道路、水道施設、下水道施設や港湾施設等については、災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざし、引き続き既存の取組を進めていきます。

【出典】延焼クラスター、液状化危険度、建物被害：川崎市地震被害想定調査報告書（平成22（2010）年3月）より引用

図6：被害特性の類型化と都市復興対策の方向性（本編P108～110）

復興の事前準備として行っている基礎データ事前整理・分析については、最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されている川崎市直下の地震を対象に、災害リスクを整理するとともに、被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味したうえで、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しています

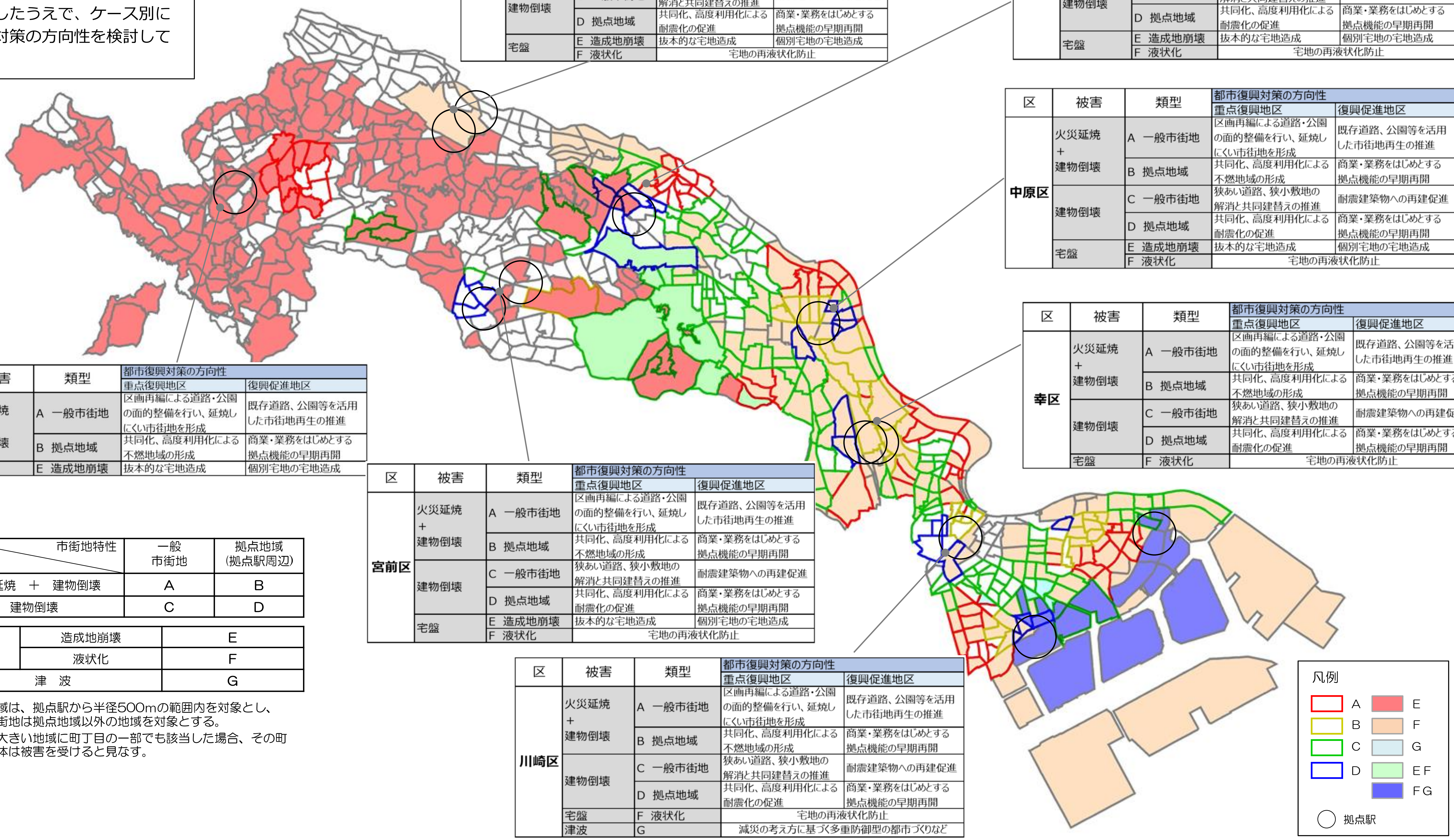

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
多摩区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
		D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成
		F 液状化	宅地の再液状化防止	

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
高津区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
		D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成
		F 液状化	宅地の再液状化防止	

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
中原区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
		D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成
		F 液状化	宅地の再液状化防止	

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
幸区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
		D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	F 液状化	宅地の再液状化防止	

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
麻生区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
宮前区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
		D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成
		F 液状化	宅地の再液状化防止	

区	被害	類型	都市復興対策の方向性：重点復興地区	都市復興対策の方向性：復興促進地区
川崎区	火災延焼＋建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路・公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存道路、公園等を活用した市街地再生の推進
		B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
		D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
	宅盤	F 液状化	宅地の再液状化防止	
	津波	G	減災の考え方に基づく多重防御型の都市づくりなど	

被害＼市街地特性	一般市街地	拠点地域（拠点駅周辺）
火災延焼 ＋ 建物倒壊	A	B
建物倒壊	C	D

宅盤	造成地崩壊	E
	液状化	F
津波		G

※拠点地域は、拠点駅から半径500mの範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。

※被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

図7：防災指針に定める届出（新規施策）の対象区域（本編P127、P131）

・防災指針に定める届出の対象となる洪水浸水想定区域（計画規模浸水深３ｍ以上）の面積は約70haとなっており、市域面積の約0.48%を占めています。
・また、令和2(2020)年時点では市民の約0.46%（6,190人）が届出の対象の区域内に居住しています。

洪水浸水想定区域（計画規模）

※国土交通省が公表している区域

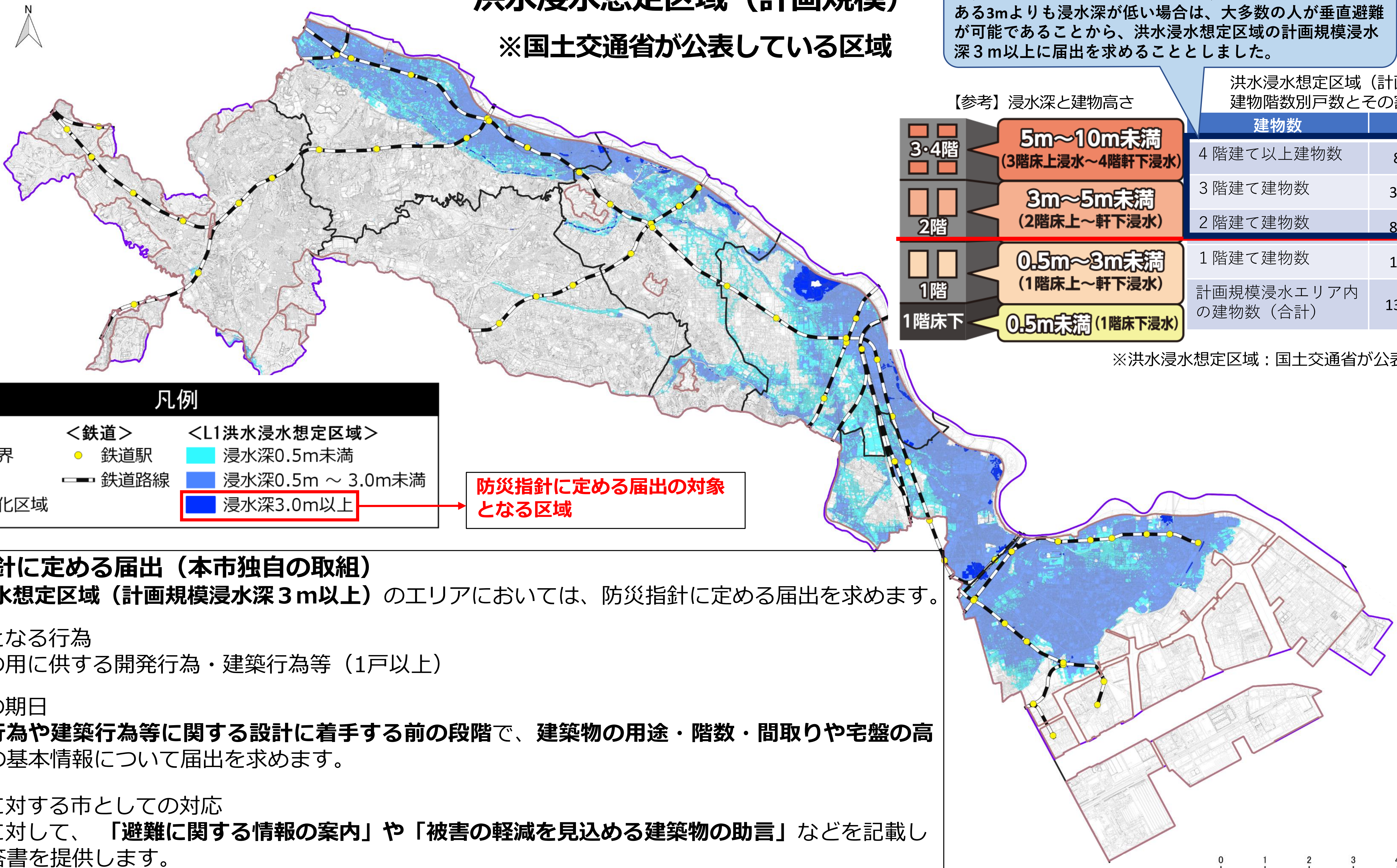

凡例

＜区域＞	＜鉄道＞	＜L1洪水浸水想定区域＞
行政界	鉄道駅	浸水深0.5m未満
区界	鉄道路線	浸水深0.5m ～ 3.0m未満
市街化区域		浸水深3.0m以上

防災指針に定める届出の対象となる区域

「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに川崎市作成
（https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html）

大多数が2階以上の建物であるため、2階床上相当の高さである3mよりも浸水深が低い場合は、大多数の人が垂直避難が可能であることから、洪水浸水想定区域の計画規模浸水深３ｍ以上に届出を求めることとしました。

【参考】浸水深と建物高さ

3･4階
5m～10m未満
(3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階
3m～5m未満
(2階床上～軒下浸水)
1階
0.5m～3m未満
(1階床上～軒下浸水)
1階床下
0.5m未満 (1階床下浸水)

洪水浸水想定区域（計画規模）内の建物階数別戸数とその割合

建物数	計画規模	
４階建て以上建物数	8,264	5.9%
３階建て建物数	30,178	21.7%
２階建て建物数	80,686	58.0%
１階建て建物数	19,913	14.3%
計画規模浸水エリア内の建物数（合計）	139,041	100%

※洪水浸水想定区域：国土交通省が公表している区域

防災指針に定める届出（本市独自の取組）

洪水浸水想定区域（計画規模浸水深３ｍ以上）のエリアにおいては、防災指針に定める届出を求めます。

〇対象となる行為
・居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）

〇届出の期日
・**開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階**で、**建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ**等の基本情報について届出を求めます。

〇届出に対する市としての対応
・届出に対して、 **「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」**などを記載した回答書を提供します。